

## □ まちづくり交付金の活用（都市再生整備計画の作成）

平成 16 年度に「まちづくり交付金」制度が創設されました。これは、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを行い、都市の再生を効率的に推進することによって、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としています。

弊社では、まちづくり交付金制度の活用に向けた支援業務において多くの実績を有しており、特に交付金の交付に必要となる都市再生整備計画の作成をお手伝いいたします。

### 1 まちづくり交付金制度の主な特徴と留意点

「まちづくり交付金制度」の主な特徴と活用にあたっての留意点は以下のとおりです。

対象地域が限定されない（都市計画区域外でも可）

ただし、総合計画や都市計画マスタープランなどでの位置づけが必要

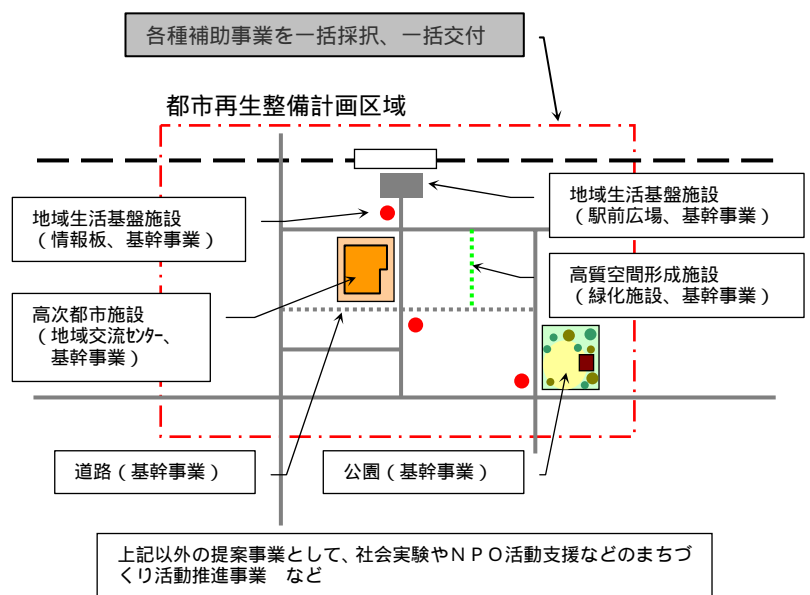
計画期間は 3 ～ 5 年

単独事業制度ではなく総合的なまちづくり制度である

具体的な数値目標の設定が必要であり、その達成状況（事後評価）が重視される

市町村の創意工夫による事業も交付対象となり得る（提案事業）

事業費全体に対し概ね 40% 程度の支援となる



### 2 都市再生整備計画の作成

「まちづくり交付金」を受けるためには、市町村が所定の様式に従った「都市再生整備計画」を作成し、これに対する国の同意を得ることが必要となります。ただし、「都市再生整備計画」の作成に対する国の補助はありません。

### 3 主な業務実績

都市再生整備計画（小淵沢駅周辺地区）業務委託（山梨県小淵沢町）

まちづくり交付金活用可能検討計画（埼玉県滑川町）

東村山駅西口地区総合支援事業整備計画策定業務（東京都東村山市）

【都市再生整備計画作成の一般的手順】

